

(公印省略)

介護第 0410003 号

令和 2 年 4 月 10 日

指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 管理者様

宇佐市介護保険課長 奥野 博文

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリング等への対応方針（4月13日以降）について（通知）

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和2年3月31日付け介護第0331006号において、4月13日からは、換気の悪い密閉空間で、多くの人が集う密集場所、近距離で会話する密接場面という3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、基準に則った居宅介護支援を提供するようにお願いしているところです。

今般、第7回宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染拡大防止対策の徹底や市主催の行事等の利用制限について、引き続き、5月6日までの間、現在の対応方針を継続することが示されたことを踏まえ、4月13日から当分の間、下記のとおり対応をお願いいたします。また、通常どおりのサービス担当者会議等を行う場合は、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なる場所を避けるなど、適切な感染防止対策に努めてください。本対応方針の終了時期については、宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果等を踏まえ、別途通知します。

記

1. サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、「やむを得ない理由」に該当するものとし、電話やFAX等の手段により意見を求めることができるものとし、ただしこの場合においても、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにし、その概要や経緯を記録してください。

2. モニタリング

感染拡大防止の観点から、「特段の事情」に該当するものとし、電話やFAX等の手段により状況の把握を行い、モニタリングの結果や経緯を記録することで、基準上のモニタリングを実施した取り扱いとします。

3. アセスメント

利用者や家族の要望、または入居中の施設の方針等により、直接対面してアセスメントができない場合は、利用者やその家族、当該利用者が利用しているサービス事業者、主治医等からの電話や FAX 等の代替手段による情報収集をアセスメントに変わる代替手段として認めます。なお、代替手段によりアセスメントを行った場合は、代替手段をとることとなった経緯等を記録するとともに、本対応方針の終了後に、利用者やその家族等と直接面談し、再度アセスメントを行ってください。

4. 利用者やその家族への説明・同意等について

利用者やその家族への説明・同意などについても電話などで行うことを可とし、書面での署名・捺印が必要な場合は、郵送等の手段で行うことも可とします。なお、電話や郵送等での対応を行った場合は、その経緯等を記録してください。

担当：介護給付係 久保

電話：0978-27-8149（直通）